

くろまぐろ遊漁の管理について

- I.これまでの採捕実績について
- II.届出状況について
- III.令和8年度の管理の内容について
- IV.令和9年度以降の管理の方向性について

令和8年8月
水産庁

I.これまでの採捕実績について

1. 今年度の採捕状況について

- 今年の5月～7月は、昨年度と異なり、多くの海域で採捕されており、特に北海道～青森県周辺海域では時期を問わず採捕されている状況。
- 今年の各月の採捕数量は、月の上限を超過している状況。

※ 令和8年8月18日（火）10：00時点

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
採捕実績	7.3	4.4	6.0	11.7	2.8							
調整後採捕数量	－	－	3.8	3.8	3.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
主な採捕海域	J3	J1,J2,J3,J6,J7,J8	J1,J3,J6,J7,J8	J1,J6,J7,J8	J7,J8							
採捕禁止期間	4/5～4/30	5/24～5/31	6/3～6/30	7/3～7/31								

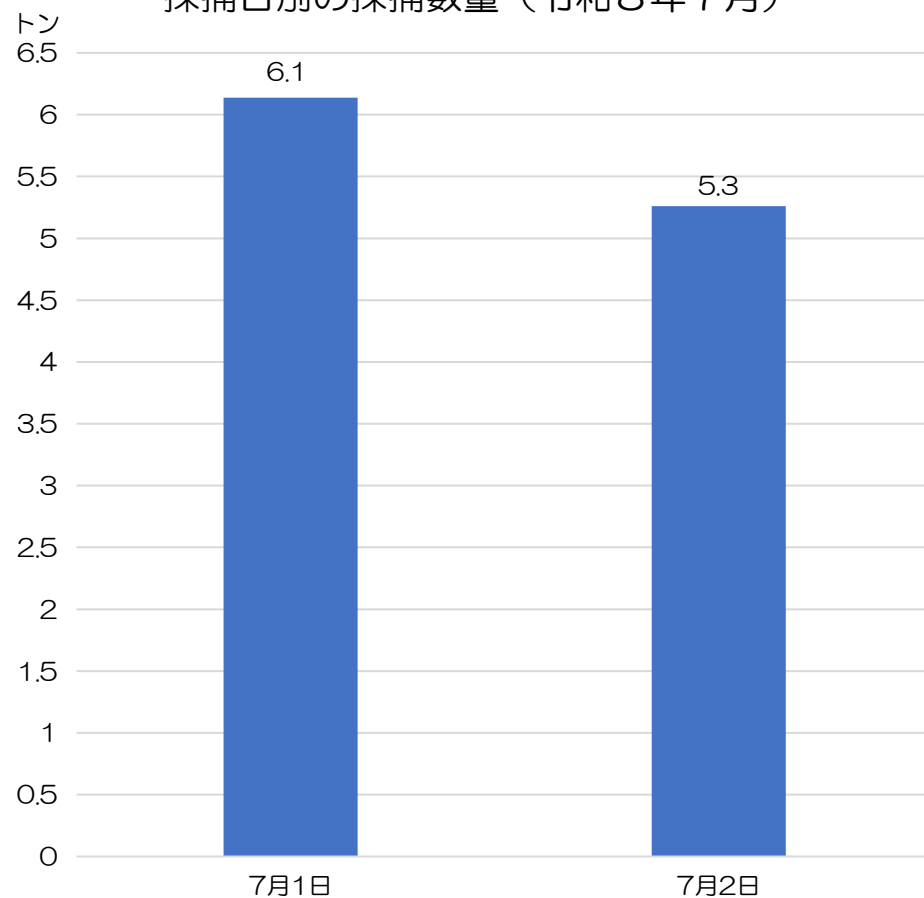
【参考】令和7年度における採捕上限・採捕実績（単位：トン）

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
採捕実績	6.0	4.4	14.1	13.9	3.4	0.8	2.2	1.6	3.9	4.3	7.2	8.7
主な採捕海域	J3	J3	J6,J7,J8	J6,J7,J8	J1,J8	J1	J1	J1,J2	J1,J3	J1,J3	J1,J2,J3	J2,J3
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30	7/4～7/31	8/4～8/31				12/28～12/31	1/19～1/31	2/4～2/28	3/4～3/31

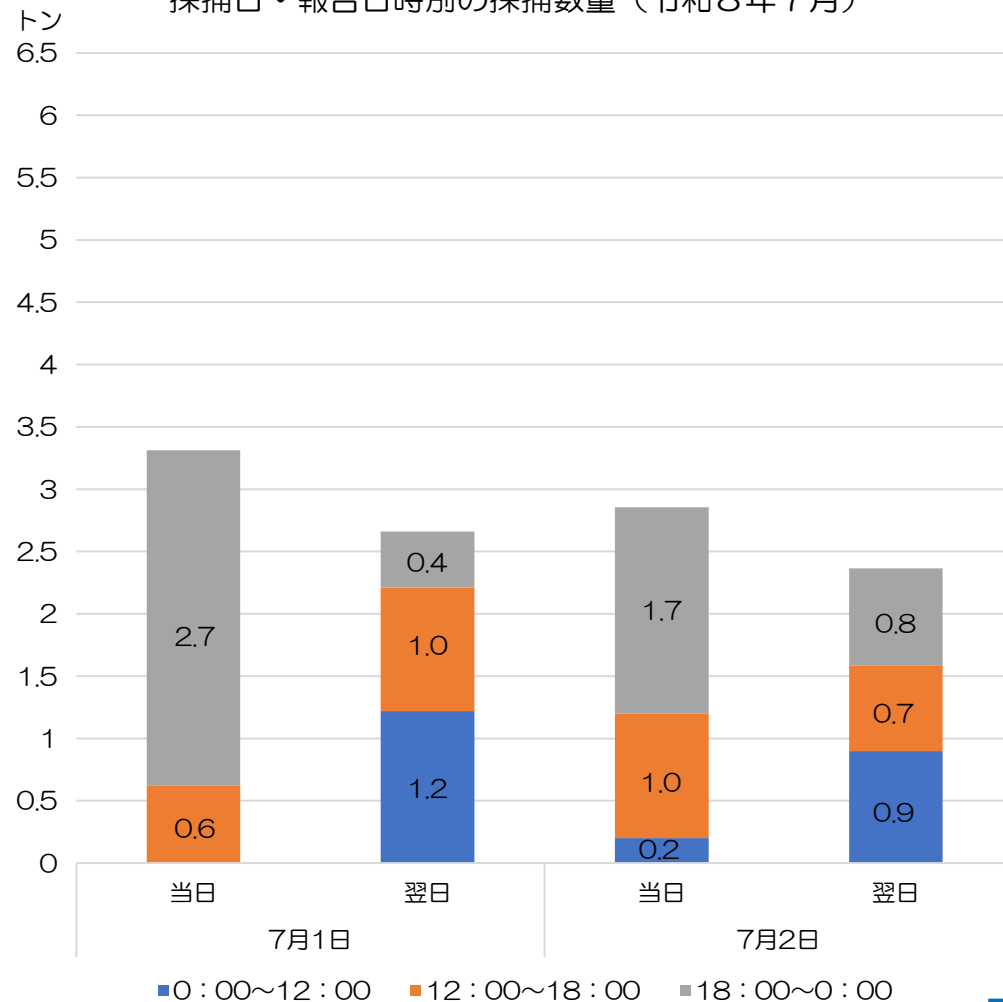
2. 令和8年7月の採捕実績

- 1日及び2日の両日とも、1日間で採捕上限を超過している状況。
- 採捕数量の半分が当日中、約7割が翌日の午前中までに報告。
- 昨年7月及び今年6月と同様の傾向（令和8年6月8日開催 第8回専門部会資料参照）。

採捕日別の採捕数量（令和8年7月）



採捕日・報告日時別の採捕数量（令和8年7月）



※1 令和8年7月の採捕上限は3.8トン。バッグリミットは1人各期間1尾まで。

※2 令和8年7月は、7月2日（木）公示、7月3日（金）から採捕禁止。

※3 数値は、小数点以下第2位を四捨五入した値。

Ⅱ. 届出状況について

- 令和8年8月1日時点における届出者数は、18,758（一部郵送等により未計上。）。
- 届出件数としては、遊漁者の届出が16,649件、遊漁船業者の届出が1,923件、PB運航者の届出が4,085件。

令和8年8月1日時点における届出件数

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 遊 漁 者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 遊 漁 船 業 者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする PB運航者
届出件数	16,649件	1,923件	4,085件
海域ごとの届出件数	太平洋：8,263件	太平洋：885件	太平洋：1,769件
	日本海・九州西：12,664件	日本海・九州西：1,196件	日本海・九州西：2,861件
	瀬戸内海：1,084件	瀬戸内海：48件	瀬戸内海：128件

Ⅲ. 令和8年度の管理の内容について

釣行前

届出制（くろまぐろ（大型魚）に限る。）			
対象	遊漁者	遊漁船業者	PB運航者
要件	採捕しようとする場合	採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合	①採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合 ②自ら漁場に赴こうとする場合
期間	採捕しようとする1営業日前まで	1月1日から3月20日まで	
単位	採捕しようとする海域ごと	案内しようとする海域・船舶ごと	案内し又は赴こうとする海域・船舶ごと

釣行中

小型魚

周年採捕禁止

大型魚

保持上限（期間ごとに1人1尾まで）
※期間：令和8年度においては二月ごと

随時的な採捕禁止
※報告される採捕数量の積み上がりを見て、各月の採捕上限を超えるおそれがある場合、会長が公示した期間、採捕禁止

釣行後

大型魚

採捕報告（陸揚げした日から1日以内）
項目内容：採捕者情報・採捕したくろまぐろの情報

有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

Ⅳ. 令和9年度以降の管理の方向性について

1. 届出制について

【前々回の専門部会での合意事項】

- 遊漁船業者及びPB運航者については、より詳細に実態を把握する観点から、
 - ア 船舶の情報等をすべての遊漁船業者及びPB運航者に求めるとともに、
 - イ 期間を設けずに届出を受け付けることとする。
- ただし、届出内容の確認等に一定の期間を要することから、遊漁船又はPBで案内しよう又は自ら赴こうとする日が属する月の前月10日までの届出を認めることとする。

【新たな論点】

- 今年度、PBを対象とした届出を実施したことで複数人で1隻のPBを操縦する場合が一定程度あることが明らかになった。
- また、遊漁船業者においては、遊漁船業者の多くが船舶所有者であり、PBに係る届出においても整合性を図る必要がある。



- このことから、くろまぐろ遊漁の実態をより正確に把握するため、PB運航者でなく所有者に届出を求めることとしてはどうか。

1. 届出制について

令和8年度

対象者

遊漁者	くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者
遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として漁場に案内しようとする遊漁船業者
PB等	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として漁場に案内しようとする、又は自ら赴こうとする遊漁船業者以外の者

（船舶運航者のニーズ）
レンタルボートを使用する場合があるため、所有者が届け出る仕組みとしてほしい

期間

遊漁者	1 営業日前まで
遊漁船業者	1 月 1 日から 3 月 20 日まで
PB等	1 月 1 日から 3 月 20 日まで

詳細な実態を把握するため

添付資料（※）

遊漁者	不要
遊漁船業者	一部の者のみ必要
PB等	一部の者のみ必要

※添付資料：船舶検査証書等

令和9年度

遊漁者	くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者
遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として漁場に案内しようとする遊漁船業者
PB等	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として漁場に案内しようとする、又は自ら赴こうとする 遊漁船以外の船舶を所有する者

遊漁者	1 営業日前まで
遊漁船業者	前月10日まで
PB等	前月10日まで

遊漁者	不要
遊漁船業者	全ての者で必要
PB等	全ての者で必要

誤情報の届出を防止するため

届出期限の例

- 遊漁船業者及びPB所有者（又はPB運航者）
 - ・（緑）7月13日に初めて遊漁者を案内するには、6月10日までに届出を行う必要。
 - ・（茶）6月11日に届出を行った場合は、8月以降に遊漁者を案内することが可能。
- 遊漁者
 - ・（紫）7月21日に採捕をしようとする場合は、7月17日（1営業日前）までに届出が必要（従前のとおり）。

日	月	火	水	木	金	土
5/31	6/1	2 ² 遊漁船業者又はPB所有者	3 ³ 遊漁船業者又はPB所有者	4 ⁴ 遊漁船業者又はPB所有者	5 ⁵ 遊漁船業者又はPB所有者	6
7	8	9	10 この日までに届出	11 この日に届出	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 初めて案内	14 遊漁者	15	16	17 この日までに届出	18
19	20	21 初めて採捕	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	8/1 この日から案内可能
2	3	4	5	6	7	8

2. 採捕制限について

- 多くの期間において、採捕開始後、数日間で採捕禁止。本年4月、6月及び7月においても、その採捕状況から、3日又は5日から採捕禁止。

採捕禁止の適用開始日（採捕開始日から起算：赤色は採捕上限を超過した期間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年	28日		18日	10日	-	65日				24日		
令和6年	6日		5日	10日	5日		-				9日	
令和7年	9日	14日	5日	4日	4日	-	-	-	28日	19日	4日	4日
令和8年	5日	24日	3日	3日	-	-	-	-	-	-	-	-

- 本来、6月及び7月においては、採捕実績等を踏まえると、1日で採捕上限を超えることが想定され、採捕禁止とする必要がある状況。

各月1日の採捕人数と採捕量

	令和6年		令和7年		令和8年	
	採捕者数	採捕量	採捕者数	採捕量	採捕者数	採捕量
6月	28人	3.3トン	35人	5.9トン	38人	4.7トン
7月	10人	1.0トン	60人	6.0トン	48人	5.9トン

- また、月ごとの超過分については、翌々月以降から差し引くため、遊漁者や遊漁船業者に影響。

※ 令和7年度においては、6・7月の採捕実績を踏まえ、主な採捕海域の異なる9月以降の採捕上限を5.0トンから3.0トンに変更。

2. 採捕制限について

- 抽選制とリリースをパッケージで導入することにより、遊漁機会を最大限維持しつつ、資源管理との両立等を図ることが可能。
- 他方、抽選については抽選頻度、申請期間、抽選対象、抽選隻数など整理すべき事項が多く、制度周知や理解に要する期間も考慮するところ、ただちに抽選制を導入し、運用することは困難。

パッケージ（セットでの導入）



抽選制

⇒ 予見可能性、公平な配分、計画的利用



フック・アンド・リリース

⇒ 遊漁機会の確保、ノウハウの普及啓発

留意点

- ⚠ 漁業との漁場競合
- ⚠ 安全性や実効性の確保

対策

- 👍 委員会指示制度の活用
- 👍 リリース講習の実施

💡 ポイント

1 遊漁機会の維持

遊漁者を締め出すためのものではなく、資源が限られている中で、

- ✓ 遊漁者は均等な採捕機会を確保することができる
- ✓ 遊漁船業者は営業機会を最大限確保することができる

2 資源管理との両立

遊漁者の無秩序な採捕を認めるものではなく、

- ✓ あらかじめキープできる数量や船を決定しておくことにより、想定外の採捕を防止し、採捕上限の大幅な超過を防ぐことができる

3 取締りの実効性の確保

適切にルールを遵守する遊漁者が不利益を被ることがないように、違反の構成要件を明確化することで

- ✓ 遊漁関係者同士のとも監視を行いやすくすることができる
- ✓ 取締機関の取締りを行いやすくすることができる

2. 採捕制限について

現行制度

総採捕上限：60トン（今年度は51.4トン）

各採捕上限：月ごとに5トン（今年度は3.4～4.2トン）

管理方法：総量管理方式

遊漁実態を踏まえた適切な資源管理のため管理方法を見直し

今後の制度

総採捕上限：60トン

管理方法：抽選方式

- ① 1日の採捕で採捕上限を超えるおそれ
- ② 総採捕上限を大幅に超過するおそれ
- ③ 年度前半の採捕上限の超過は後半の採捕上限で調整

国際約束を遵守できる管理措置が必要
遊漁者等の均等な機会確保に支障

抽選の方法（イメージ）

抽選頻度：年に○回

申請期間：毎年○月○日から○月○日まで

抽選内容：○あたり○尾まで船上でくろまぐろをキープ可能

（※ 抽選により選定されなかった場合はリリースのみ）

抽選対象：○○（届出をした○○に限る。）

抽選方法：システムを活用したランダム抽選

抽選隻数：○○隻（過去○年間の平均重量を踏まえ設定）

公表：選定された者・船は水産庁HPで公表

2. 採捕制限について

- 第7回合同会議における、主な意見は以下のとおり。

【抽選制について】

- キープできる者の数が少ない。キープできないならば釣りに行かないという人も出てくるだろう。行って釣れないのと、最初からキープできないのでは、感情的な受け取り方が異なる。
- 抽選制というのは実質的に許可制と同じようなもので、従来の遊漁の体制に大きな変化が起きる。届出制で情報をもう少し積み上げてからやるべきではないか。
- 抽選制は、採捕量の超過に対する対応策として有効な手段である。
- 抽選制そのものには賛成であるが、管理の高度化をするのであれば、上限となる採捕数量が少なすぎる。

【フック・アンド・リリースについて】

- 遊漁船業者の営業機会の確保のために、フック・アンド・リリースを認めるべきである。
- フック・アンド・リリースを認めると、漁場競合の問題が長期化してしまう。
- フック・アンド・リリースは、しっかりとした安全性を確保した上で実施されるようにすべきである。

【バックリミットについて】

- 遊漁者のバックリミットは、年間1人1匹にしてもよいのではないか。
- 遊漁船業者やPB運航者など船にバックリミットを設定するのはどうか。

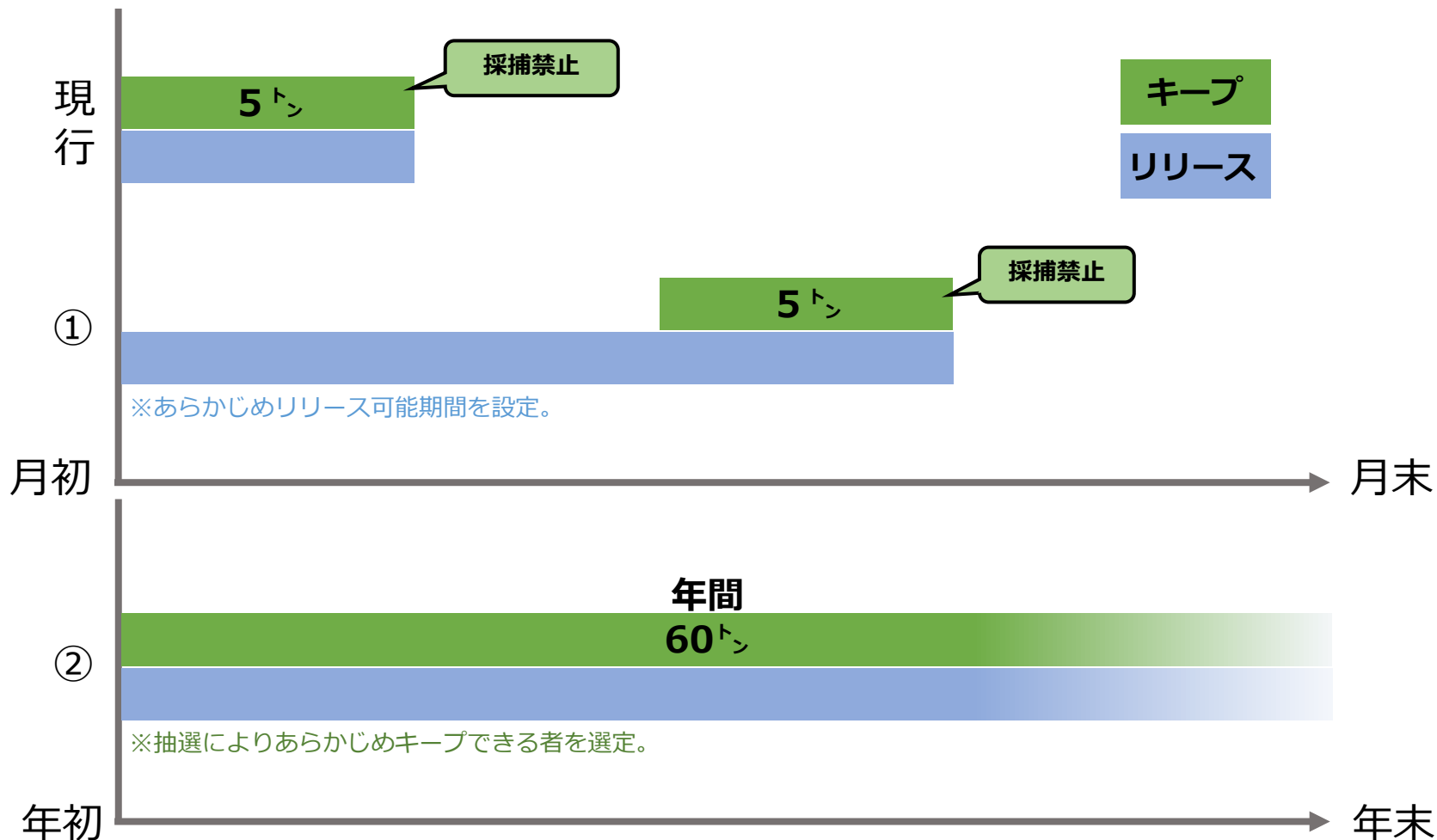
【その他】

- 違反して採捕したくろまぐろの販売禁止は賛成である。直罰など違反行為に厳しい対応ができるようにすべきである。
- 「水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会」の委員に「広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」の委員を選任してほしい。

2. 採捕制限について

- 採捕上限の大幅な超過を防ぐこと、採捕機会を分散化することを目的に、採捕に係る制限を見直すこととしてはどうか。

これまでのくろまぐろ遊漁専門部会の意見を踏まえた対応案の概念図



2. 採捕制限について

- 抽選制等の過渡的対応として、月初10日間、くろまぐろ（大型魚）の船上所持を禁止し、採捕上限の適正な管理のため、バックリミットや報告期日の見直しをしてはどうか。

【今後の制度】

採捕上限の遵守

- バックリミットの見直し（期間（2か月）ごとに1人1尾まで
→ 年間1人1尾まで / 日ごとに1隻1尾まで）
- 報告期日の見直し（採捕した翌日まで → 採捕したその日まで）

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・	31
所持	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				×	×	×	×	×	×
リリース														×	×	×	×	×	×

※現行制度下における自主的な取組を制度で担保

【現行制度】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・	31
所持			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
リリース			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

令和9年度以降の管理の方向性について

釣行前

届出制（くろまぐろ（大型魚）に限る。）			
対象	遊漁者	遊漁船業者	PB所有者
要件	採捕しようとする場合	採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合	①採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合 ②自ら漁場に赴こうとする場合
期間	採捕しようとする1営業日前まで	案内しようとする、又は赴こうとする前月10日まで	
単位	採捕しようとする海域ごと	案内しようとする海域・船舶ごと	案内し又は赴こうとする海域・船舶ごと

釣行中

小型魚

周年採捕禁止

大型魚

保持上限（年間1人1尾まで＋1日1隻1尾まで）

船上所持禁止（月初10日間） ※ リリースのみ可

随時的な採捕禁止

※報告される採捕数量の積み上がりを見て、各月の採捕上限を超えるおそれがある場合、会長が公示した期間、採捕禁止

釣行後

大型魚

採捕報告（陸揚げしたその日まで）

項目内容：採捕者情報・採捕したくろまぐろの情報

有効期間：2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）

※ 届出に係る委員会指示については、1年間（令和9年4月1日～令和10年3月1日）